

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

国民年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年9月までの期間及び51年10月から52年3月までの期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和48年4月から49年3月まで
②昭和49年4月から同年9月まで
③昭和51年10月から52年3月まで

申立期間①の国民年金保険料については、重複して納付したことにより還付したとされているが、そのような記憶は無いので当該保険料を還付してほしい。申立期間②及び③の国民年金保険料については、当時、夫婦二人分の保険料を町内会の集金を通じて納付しており、夫の保険料については納付済みとなっているのに、当該期間の私の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の国民年金保険料について還付を受けたとする記憶は無いとしているが、当該保険料について重複して納付したとする記憶も無い。

また、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳の記録によれば、申立人の申立期間①の国民年金保険料は昭和49年9月に過年度納付（付加保険料を含む。）された後に、申立人の夫の48年4月から49年3月までの保険料の過年度納付と同時に49年11月に再度過年度納付（付加保険料を含む。）されており、このように重複納付されたことにより昭和49年度中に還付の手続が行われている。当該台帳に記載された還付金額（付加保険料を含む。）に計算上の誤りは無く、重複納付の発生から還付手続までに時間が経過した様子も無いなど還付事務の処理に不自然な点は見当たらず、ほかに保険料の還付が行われていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立人は、約40年間の国民年金加入期間について、申立期間②及び③を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、昭和47年からは付加保険料も納付している。また、申立人の夫も、約35年間の国民年金加入期間につ

いて、保険料をすべて納付しており、47年からは付加保険料も納付していることから、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがわれる。

さらに、申立人及びその夫は、申立期間当時、夫婦二人の国民年金保険料を町内会の集金を通じて納付していたとしているが、集金の状況について具体的に述べていることなどから、供述のとおり夫婦二人の保険料を町内会で納付していたものと推認され、申立期間②及び③の保険料について申立人の夫の分のみが納付され、申立人の分が未納となっていることは不自然である。

加えて、当時の申立人に住所の異動等の国民年金保険料の未納につながるような周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年9月までの期間及び51年10月から52年3月までの期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から58年3月まで

申立期間当時は主に義父が町内会の集金を通じて家族の国民年金保険料を納付していたはずであり、家族の保険料が納付済みとなっているのに、申立期間の私の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料は、申立期間の9か月を除く約30年間の国民年金加入期間について、すべて納付されている。

また、申立人の国民年金については、申立人が退職して厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後、婚姻と同時に再加入しており、再加入当初の国民年金保険料も遅滞無く納付されていることから、この直後に当たる申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料は当時の申立人の家族の保険料と一緒に申立人の義父が町内会の集金を通じて納付したのではないかと述べているが、市役所（当時は町役場）の申立人に係る国民年金被保険者名簿には「58. 4より町内扱」と記載されており、申立人の申立期間の国民年金保険料は、再加入当初の保険料と同様に、納付書等の町内会集金以外の方法で納付されたものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から56年3月まで

申立期間当時は主に父が町内会の集金を通じて家族の国民年金保険料を納付していた。家族の保険料が納付済みとなっているのに、申立期間の私の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、申立人の父が申立人の国民年金の加入手続を行ったと思うと述べており、申立人の父が申立人の保険料を含む申立期間当時の家族の国民年金保険料を町内会の集金を通じて納付しており、父が不在等の場合は申立人が納付していたと述べているが、申立人の父は既に亡くなっており、町内会の集金で国民年金保険料として納付した金額や納付の内訳等についての申立人の記憶はあいまいである。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年10月に払い出されており、その際に国民年金被保険者資格を20歳の時点までさかのぼって取得している上に、この払出し以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。したがって、払出しの時点(昭和54年10月)で申立期間のうち、54年3月以前の保険料は過年度の保険料又は特例納付によって納付する保険料であって、町内会の集金を通じて納付することはできない。

加えて、市役所(当時は町役場)の申立人に係る国民年金被保険者名簿に「56.4より町内扱」と記載されている上に、申立人の国民年金保険料が昭和56年4月以降すべて納付されている状況からも、申立人の保険料は56年4月から家族の保険料に含めて町内会の集金を通じて納付されたものとみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から60年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月から60年4月まで

昭和58年8月末に会社を退職後、国民年金に再加入し、国民年金保険料を納めていた。年金の大切さは当時から認識しており、間違いなく納めていたはずであるので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付について、納付は妻に任せていたと述べたり、自分と妻は別々に金銭管理をしていたので自分の保険料は自分で納付していたはずであると述べたり、納付書が送付されれば、それに応じて納付したはずであり、納付組織から保険料の集金に来れば、それに応じて納付したはずであると述べるなど、その保険料納付の記憶はあいまいである。さらに、申立人の妻は既に亡くなっており、申立人の申立期間における保険料の納付について聴取することはできない上に、同時期においては申立人の妻の国民年金保険料も未納となっている。

加えて、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 45 年 2 月 17 日まで
私は申立期間においてA社に勤務していたが、退職後に脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において申立人と同時期に資格取得をした厚生年金保険被保険者60名のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和45年2月の前後1年以内に資格喪失した女性25名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、22名について資格喪失日の約7か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者が事業主による代理請求で脱退手当金を受領したと供述していることを踏まえると、申立人の脱退手当金についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給した旨の「脱」表示が記されているとともに、申立てに係る脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和45年4月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人からの聴取によっても、申立人が受給した記憶が無いことのほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 12 月 30 日から 32 年 1 月 1 日まで
私は昭和 31 年 10 月から A 社に勤務し、同年 12 月 30 日まで出勤した。31 日は出勤しなかったものの、年末年始の休日であるので、12 月中は社員だったはずである。12 月分の保険料を給与から天引きされていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に昭和 31 年 12 月 30 日まで出勤し、実家に帰省後、翌年 1 月 4 日に実家から同社に電話で、急遽家業の都合により退職する旨を申し出たとしているが、その後、同社に出向く等により自ら退職手続を行っておらず、退職日を含め申立人の退職がどのように処理されたかを承知していない。

また、A 社は既に無くなっており、会社資料も同社関係者の供述も得られず、退職日を含む申立人の退職の取扱いについて確認することはできない。

さらに、申立人は昭和 31 年 12 月分の給与は同月中に受け取ったとしているが、当時、A 社において厚生年金保険料の控除の取扱いが当月控除であったか、翌月控除であったか不明であること、及び申立人は退職する旨申し出た後同社に出向いておらず、退職時の給与等は受け取らなかったとしているが、これらについても厚生年金保険料の控除の有無を含め不明であることから、申立人が 31 年 12 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについては確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保

険者名簿において、申立人に係る被保険者資格の得喪についての記録に不自然な点はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

石川厚生年金 事案 97

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 21 日から同年 7 月 31 日まで

私は、申立期間においてA社に勤務した。正社員として賞与ももらったのに厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は入退社の経緯や当時の勤務場所、勤務の状況等について具体的に述べているとともに、当時の同僚たちが申立人が勤務していた旨の供述をしていることから、申立人は申立期間においてA社に勤務していたものと推認することができる。

しかし、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料の控除についての記憶もあいまいである。

また、A社にも、申立期間当時の賃金台帳等の申立人の厚生年金保険料の控除等について確認できる会社資料は残っていない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の職歴審査照会回答票を確認したところ、申立期間当時において健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立人の氏名の記載も無いことから、事業主により申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。